

平成 29 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	7	府 省 庁 名 総 務 省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望 項目名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に定める情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、法人税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。 ・ 特例措置の内容 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1 億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2 に相当する面積を 5 年間控除		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 51 条第 2 項、同法第 72 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 12 第 1 号ハ、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号、同法第 313 条第 2 項		
減収 見込額	[初年度] (▲ 8 9) [平年度] (▲ 8 9) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。 (2) 施策の必要性 投資税額控除等の税制インセンティブにより、沖縄における情報通信産業の更なる企業立地促進及び情報通信技術を活用する事業の拡大を促進するとともに、所得控除等によって、情報通信産業の集積を推進する。 それにより、沖縄の地理的特性を活かして、情報通信サービスの安定的提供や海外との円滑な取引等を促進するとともに、ひいては国内企業の事業継続性の確保やアジア市場等へ進出する動きを支援し、日本経済の自律的な成長を図る。		
本要望に 対応する 縮減案			
		ページ	7 - 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【平成 29 年度概算要求における政策体系図】 Ⅴ. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進									
	政策の達成目標	・進出後に税を活用した企業数の増加 ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加									
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間									
	同上の期間中の達成目標	平成 33 年度 ・進出後に税を活用した企業数 37 社 ・上記の企業進出に伴う雇用者数の増加 15,670 人									
	政策目標の達成状況	（平成 25 年度～平成 27 年度） ・進出後に税を活用した企業数 <table><tr><td></td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td></tr><tr><td>企業数</td><td>11 社</td><td>13 社</td><td>13 社</td></tr></table> ※ 国税を活用した企業数。 ※ 平成 25 年度及び平成 26 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）から引用。平成 27 年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果から引用。 ・これまでの活用企業による雇用者数： 5,929 人 ※ 沖縄県調べ。 ※ 沖縄県庁実施の企業アンケート調査において、過去 3 年間に税制を活用した企業 14 社における雇用者数。				平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	企業数	11 社	13 社
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度								
企業数	11 社	13 社	13 社								
有効性	要望の措置の適用見込み	今後は、平年度で所得控除 約 5 百万円、投資税額控除 約 10 億円の適用を見込む。（上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。）									
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本特例措置を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該企業の事業規模拡大やそれに伴う雇用者数の増加に寄与する。また、企業進出や事業展開を支援することで、沖縄県内における情報通信産業の集積や高付加価値化を促進し、沖縄の自立型経済の発展に向けた拠点形成に貢献する。									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人税の軽減。 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。									
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし									
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—									
	要望の措置の妥当性	本特例措置を通じて、企業進出を促進し事業展開を支援することは、沖縄県の情報通信産業の集積や雇用創出につながり、政策目的を達成する手段として有効である。 なお、本特例措置は、企業が自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うことを後押しするものであり、補助金等にみられるようなモラルハザードを抑制する効果を上げることができ、必要最小限の措置となっている。									
ページ		7 - 2									

税負担軽減措置等の適用実績	(地方税の適用状況)					
			H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
	法人住民税	適用額	147.8	117.7	119.8	-
	事業税	適用額	0.06	0	0	-
	事業所税	適用件数	2	2	2	2
		適用額	1.2	1.4	2.1	2.6
	※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 24 年度から平成 26 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。なお、平成 27 年度については同報告書が公表されていないため記載していない。 ※なお、事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※地方税(事業所税)については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。また、事業所税については那覇市のみの措置。					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	平成 26 年度 適用実態調査結果 ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 道府県民税 34,662 千円 市町村民税 85,270 千円 事業税 一千円 ・ 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除 道府県民税 0 千円 市町村民税 0 千円 事業税 一千円 ※国税に連動しない場合は「-」を、適用額がない場合は「0」を記載した。					
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	平成 26 年度の本税制の改正(要件緩和等)以降、年度毎の平均進出企業数は改正前よりも増えるとともに、雇用者数も順調に推移しており、本特例措置が企業進出・事業展開、ひいては沖縄の情報通信産業の集積に一定程度の効果があったものと推察される。 なお、沖縄県が実施したアンケート調査においても、約 47%の企業が沖縄の特区地域内で事業展開する決め手として「税制」を選択しており、本特例措置が企業進出や事業展開のインセンティブ措置として有効に作用していると考えられる。					
前回要望時の達成目標	情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において、以下のとおり、平成 33 年度までに達成する。 ① 情報通信関連の進出企業立地数：440 社 ② ①の企業における雇用者数：42,000 人					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時(平成 25 年度)の最新データである平成 24 年度実績では、新規立地企業数(累計)が 263 社、雇用者数が 23,741 人であったが、平成 27 年度にはそれぞれ 387 社、26,627 人まで増加しており、一定の進展が見られる。 しかしながら、目標達成に向けては、引き続き企業立地や雇用創出等の促進が必要な状況。 <表>立地企業数・雇用者数 (平成 24 年度～平成 27 年度)					
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	
	立地企業数	263	301	346	387	
	雇用者数	23,741	24,869	25,912	26,627	
これまでの要望経緯	平成 10 年 ・ 情報通信産業振興地域の創設 平成 14 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の創設 平成 19 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和) 平成 24 年 ・ 5 年間延長 ・ 情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・ 特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等 平成 26 年 ・ 地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・ 事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10 人→5 人) ・ 特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・ 投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超)					